

新ガイドライン周辺事態(戦争)法案に

静岡県は反対、浜松市は賛成？

―浜松市議会は地方自治を放棄した―

◆一九四五年八月、戦争は終わりました。東京も、静岡も、浜松も焼け野原となりました。日本国民は「これからは、一切戦争をしない」という重大な決意を固め、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように」と憲法の前文に明記し、第九条「戦争放棄」を定めたのです。

◆それなのに、今国会で本格的に審議が開始される「周辺事態法案」など、新ガイドライン関連三法案は、政府の行為によって再び「戦争か」「平和か」の戦後最大の選択を私たちに突きつけてきました。今、全国各地でこの法案への反対運動が巻き起こっているのはそのためです。

◆その内容は、米軍が周辺事態で戦争を起こしたとき、日本を戦争に加担させ、政府(自衛隊)だけでなく、地方自治体や民間をも戦争に動員しようとするものです。しかも「周辺事態」か、どうかを判断するのはアメリカです。アメリカの言うなりに参戦することになるのです。

◆去る二月九日、政府から、周辺事態が起きたときの、地方自治体への協力要請の例として輸送、給水、米兵の負傷者受け入れ等が発表されました。道路も、空港も、港湾も、もちろん含まれます。まさに国家総動員法です。

◆「これは大変だ」と気づいた地方自治体では、これまでに一〇七の県市町村議会が、この法案に反対したり、危惧の念を表明したりしています。

◆三月九日、静岡県議会も「新ガイドライン関連法案」について「深い危惧の念を抱き、容認できない」という意見書を全会一致で採択し、反対の意思を表明しました。ところが、私たちの住む浜松市議会は、AWACSと新ガイドライン関連法案反対の意見書を政府に出してほしいという請願(市民の連絡会を中心に多数の団体提出)を不採択としました。市会議員の大多数は、浜松市民を戦争に巻き込んでもよいと考えているのでしょいか。県議会は反対、浜松市議会は賛成とは：

◆私たちは今、市民が平和への意思をはっきりと表明すべき重大な時であると考ええます。そこで、次の豪華メンバーを招き討論会(シンポジウム)を行います。

※日時 三月二一日(日)午後二時〜五時頃ぜひ

※場所 浜松市勤労会館(Uホール)

ご参加を ※講師 前田哲男氏(軍事評論家) 森 英樹氏(憲法学者)

一九九九年三月十四日(日)第三八五回・憲法を守る平和行進

浜松市憲法を守る会

事務局 浜松市紺屋町三〇一〜十五